

電機連合の活動の中に「産業政策」の取り組みがあることを知っていますか？
産業政策とは、電機産業や日本をより豊かに発展させるための取り組みです。

私たちが働く電機産業に活気があり、企業の業績がよくなければ、雇用の維持・拡大や賃金などの労働条件の改善は厳しくなります。そこで、働く者の立場から電機産業が直面しているさまざまな課題を見つけ出し、その解決方法（法改正や制度策定など）を考えて「産業政策（政策制度課題と私たちの見解）」として取りまとめ、毎年、政党や省庁などと意見交換を行って、政策実現を目指しています。

『電機連合@見える化通信』では、何となく小難しく見えづらい、でも私たちの暮らしをより良くするために大切な産業政策の見える化に向けて、その中身を少しずつご紹介していきます。

電機連合 産業政策部編



電機連合@見える化通信 Vol.44 (2014.11)

強制適用？任意適用？揺れる IFRS

「国際会計基準 (IFRS)」を世界の統一基準にしようとする動きが加速しています。欧州をはじめとした世界に広がりつつある「国際会計基準 (IFRS)」を日本の企業にも適用するべきかどうかの議論が続いています。

国際会計基準 (IFRS) とは

国際会計基準 (IFRS) とは、国際会計基準審議会 (IASB) が設定した会計基準のことで、「アイファース」「イファース」などと読まれています。日本企業の多くは会計基準に「日本基準」か「米国基準」を採っていました。IFRS はそこに三つ目の会計基準として加わったもので、日本では 2010 年 3 月期から任意適用が始まりました。これまでに IFRS を適用もしくは、適用を正式に表明している企業は 49 社 (2014 年 11 月現在) あります。その内、電機連合加盟組合企業では、上場企業 118 社中 3 社が IFRS を適用しています (2014 年 3 月期決算時点)。ちなみに、日本基準を適用している企業は 118 社中 106 社で、米国基準を適用している企業は 9 社です。

IFRS の適用に関して日本では、2007 年に「IFRS を上場企業へ強制適用させる」ことが決まり、2015 年からの実施が予定されていました。しかし、アメリカが適用を見送ったことなどから、時期尚早として適用は先送りとなり、今日に至ります。なお、任意適用は認められているため、主にグローバルに展開している企業においては、海外拠点を含むグループ内での統一の基準による経営管理を目的として、適用を予定している企業や準備に入っている企業が近年は増えており、電機連合加盟組合企業にもその動きは見られます。

IFRS の特徴

IFRS には大きく二つの特徴があります。一つ目は、「貸借対照表 (B/S) を中心とした考え方」です。製造業は損益計算書 (P/L) を重視する傾向があり、日本基準、米国基準では収益から費用を差し引いた利益で業績を判断することがよくあります。しかし IFRS では、期

首・期末の資産と負債の差によって利益 (包括利益) を算出します。そのため、厳密に言えば我々が指標として注目をしている「営業利益」「経常利益」「純利益」は従属的なものとして扱われます。

二つ目は、「原則主義」です。日本基準と米国基準は会計処理にあたり、詳細で具体的な規定や数値基準を設ける「細則主義」を採っています。IFRS では、会計処理に関する原則を示すとともに、会計処理に関する解釈や運用は企業の判断に任せる考え方 (原則主義) を採っています。そのため、決算発表や業績内容を理解するにはこれまで以上に会計報告書に書かれている内容を熟読することが必要です。

電機連合の IFRS 対応への考え方

現在、IFRS を適用すべきか否かの議論は金融庁の企業会計審議会で行われていますが、金融庁や専門家による狭い議論の場ではなく、労組や他省庁等の参加のもと、幅広い議論・検討の場をつくり、国益を確保することが必要です。また、企業会計基準委員会 (ASBJ) や IFRS 財団会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) における議論経過を節目ごとに公表し、十分なアナウンスに努めることも必要です。

日本は現在、IFRS を設定する国際会計基準審議会 (IASB) に対して影響力を持つ立場にあります。IFRS に関しては、短期的業績志向ではなく、実体経済重視の観点を重視し、企業の長期的な成長をめざす視点に立つ内容とすることが求められます。さらに、基準の適用については、強制適用とせず、引き続き IFRS の採用が有意である企業の任意適用とすることを求めます。

●● 電機連合の産業政策 ●● ※本文の下線箇所参照

- * 幅広い議論・検討の場をつくり、日本の国益を確保する。
- * 世界で行われる議論経過を節目ごとに公表し、十分なアナウンスに努める。
- * 企業の長期的な成長をめざす視点に立った内容とする。
- * IFRS の適用については、引き続き任意適用とする。